

白岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

白岡市立大山小学校を学校規模適正化の視点を踏まえた統廃合を行うため白岡市立学校設置条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 白岡市立大山小学校の廃校に伴い白岡市立大山小学校の項を削る。
- (2) 白岡市立白岡東小学校の項中位置の表記の誤りを訂正する。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、白岡市立白岡東小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。